

令和6年度新津第二中学校PTA総会要項

- 1 日時 令和6年4月19日（金）～4月25日（木）
- 2 会場 書面審議（Web開催）
- 3 令和6年度PTA役員紹介（PTA総会案内に記載）
- 4 議事
 - （1） 令和5年度PTA活動報告について
 - （2） 令和5年度PTA会計決算報告及び会計監査報告について
 - （3） PTA会則改正について
 - （4） 令和6年度PTA活動計画（案）について
 - （5） 令和6年度PTA会計予算（案）について

令和5年度新津第二中学校PTA活動報告

月	研修委員会	広報委員会	保体委員会	施設委員会	学年委員会
4					
	7日～12日 2・3学年学級役員選出（立候補等・推薦） 7日 1学年学級委員選出（入学式後） 13日 二役・顧問会（2・3学年学級役員決定）				
	21日 第1回評議員会・専門委員会				
5					
	12日～18日 PTA総会（Web開催・書面審議）				
6	30日 人権講話				12日 登校時見守り活動
7	14日 SNS講演会				10日 登校時見守り活動
8					
9			3日 グラウンド側溝泥上げ作業 ※施設・保健体育委員会合同で実施		
10		13日 編集会議 原稿依頼			10日 登校時見守り活動
11					15日 修学旅行選定委員会（1学年） 24日 進路事務説明会（3学年）
12					
1					
	26日 二役・専門委員長会				
2		29日 「PTA活動報告」 学校便りにて発行			
3					11日 2学年保護者会 会計監査（2学年） 12日 1学年保護者会 会計監査（1学年） 13日 会計監査（3学年）

【PTA二役会・事務局関係】

- 4月26日（水） 秋葉区PTA連合会 第1回代表者会
- 5月13日（土） 秋葉区PTA連合会総会（一楽）
- 6月24日（土） 市P連PTA役員研修会（東京学館新潟高等学校）
- 8月 1日（火） 秋葉区PTA連合会代表者会（新津第五中学校）
- 11月 4日（土） 秋葉区小中学校PTA連合研究大会（秋葉区文化会館）
- 11月24日（金） 二役会・第1回役員選考委員会
- 12月 9日（土） 新潟市いじめ防止市民フォーラム（江南区文化会館）
- 1月12日（金） 二役会・第2回役員選考委員会
- 1月26日（金） 二役会・第3回役員選考委員会・二役引継会
- 3月15日（金） 秋葉区PTA連合会代表者会（新津第五中学校）
- 3月28日（木） PTA会計監査

令和5年度 新津第二中学校PTA会計 決算書

1 収入の部

新津第二中学校PTA

	予算額	決算額	予算に対する増減	摘要
繰越金	93,964	93,964	0	昨年度繰越
会費	2,214,000	2,212,600	-1,400	3,600円×614人 1,600円×1人 600円×1人
雑収入	0	59	59	3学年積立金より残額の寄付
利息	0	3	3	預金利息
合計	2,307,964	2,306,626	-1,338	

2 支出の部

項	費目	予算額	決算額	予算に対する増減	摘要
総務部費	① 会議費	10,000	18,000	8,000	5月13日秋葉区PTA連合会懇親会 参加費3名分
	② 分担費	180,000	184,150	4,150	令和5年度 市P連会費(91,900円) 令和5年度 県PTA安全互助会費(92,250円)
	③ 事務費	50,000	0	-50,000	
	④ 慶弔費	20,000	0	-20,000	
	⑤ 研究費	5,000	0	-5,000	
	⑥ 特設委員	5,000	0	-5,000	
	小計	270,000	202,150	-67,850	
専門部費	① 研修部費	50,000	0	-50,000	
	② 広報部費	55,000	0	-55,000	
	③ 施設部費	20,000	6,704	-13,296	側溝泥上げ 参加者配布飲料
	④ 保健体育部費	3,000	0	-3,000	
	小計	128,000	6,704	-121,296	
学年部費	① 1学年部費	12,000	0	-12,000	
	② 2学年部費	12,000	0	-12,000	
	③ 3学年部費	78,000	77,418	-582	受検ハンドブック(保護者分)
	小計	102,000	77,418	-24,582	
助成費	① 行事補助費	140,000	134,864	-5,136	1年生校外学習 ボランティア地域教育コーディネーター経費(3,765円) 新風研 給水ジャグ用 炭茶・水(2,786円) 卒業証書ホルダー(97,290円) 卒業式コーナージュ(31,800円)
	② 生徒等活動補助	460,000	259,065	-200,935	詳細は裏面
	③ 各種教育費	0	0	0	
	④ 選手派遣費	1,000,000	1,435,301	435,301	詳細は裏面
	⑤ 研究受講費	15,000	0	-15,000	
	⑥ 学校負担金	145,000	146,530	1,530	令和5年度市中体連加盟金(116,360円) 下越吹奏楽連盟加盟金(9,330円) 教職員研究団体負担金(20,540円/市校長会・県特別支援教育研究会・県数学教育研究会・ 下越美術教育研究会・下越音楽教育研究会)
	⑦ 特設行事費	30,000	0	-30,000	
	小計	1,790,000	1,975,760	185,760	
雑費	5,000	0	-5,000		
予備費	12,964	0	-12,964		
合計	2,307,964	2,262,032	-45,932		

3 残高の部

(収入総額) (支出総額) (残高)
2,306,626円 - 2,262,032円 = 44,594円 (残額につきましては次年度へ繰り越しいたします)

監査の結果上記のとおり相違ないことを証します。

令和 6 年 3 月 28 日

PTA会計監査

山本 雅美

PTA会計監査

小松原 右恵

生徒等活動補助

新潟県競書大会 出品料振込手数料	262
新潟県書き初め大会 出品料振込手数料	262
新潟県児童生徒絵画・版画コンクール 送料・出品料振込手数料	1,802
ミツバチの一枚画コンクール 作品送料	1,320
中体連県大会 参加費	52,220
新潟県中学校駅伝 参加費	11,110
水泳 令和5年度北信越大会 参加費	14,000
令和5年度 吹奏楽コンクール県大会 参加費	58,550
第64回県吹奏楽コンクール参加費	28,330
吹奏楽 西関東コンクール参加費	25,527
吹奏楽 アンサンブルコンテスト 参加費	26,330
西関東アンサンブルコンテスト参加費	15,262
アンサンブルコンテスト代表選考参加費	18,330
茶道部 交流茶会交通費	5,760
合計	259,065

選手派遣費

県大会交通費 半額補助	156,886
水泳 北信越大会 バス代・宿泊代 半額補助	90,590
水泳 全国大会 半額補助	121,650
新人大会・駅伝 100円未満端数	30,980
県駅伝競走大会交通費 半額補助	39,540
県吹奏楽コンクール代表選考会 楽器運搬費	29,540
吹奏楽 代表選考会 バス代 半額補助	108,400
西関東吹奏楽コンクール交通費等 半額補助	705,117
西関東吹奏楽コンクール楽器運搬費 半額補助	95,490
西関東アンサンブルコンテスト 交通費半額補助	55,880
水辺の音楽会 楽器運搬負担金	1,228
合計	1,435,301

令和6年度 新津第二中学校PTA会則改正の概要

1 改正の経緯

令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止の面から、その年度に限定した活動方針を策定し、事業の中止や縮小、会合の代替、会費の減額等を行い、活動を進めてきた。

令和5年度には新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したが、これまでのコロナ禍における活動の実績や会員の負担軽減等を踏まえ、会則や事業、会費等の見直しを行い、そのための試行を行った。

令和6年度以降については、この趣旨に基づいて会則を改正し、PTA組織や事業等の適正化を図る。

2 PTA組織について（ボランティア制）

- ・ 各クラスより選出されていた学級委員（専門委員）を廃止し、役員会・事務局が主体となって事業を進める。事業の実施に必要な人員や協力者等については、事業ごとにボランティアを募って実施する。
- ・ 役員（正副会長）については、これまでどおり、会長1名、副会長5名、計6名を選出する。任期は1年とする。できるだけ各学年2名ずつの保護者から選出する。
- ・ 会計監査委員については4名選出する（2名増員）。任期は1年とする。これまで正副学年委員長が担っていた諸校費等の会計監査も行う。

3 PTA事業について

- ・ 各専門委員会が主体となって行っていた事業については、これまでどおり実施、または教育活動等と統合して実施する。

4 PTA会費について

(1) PTA会費は年間2,700円（月額225円）を徴収する。

※ 令和5年度PTA会費は年間3,600円（月額300円）

(2) 単年度会計とし、過不足が生ずる場合は会費納入最終月に調整を行う。

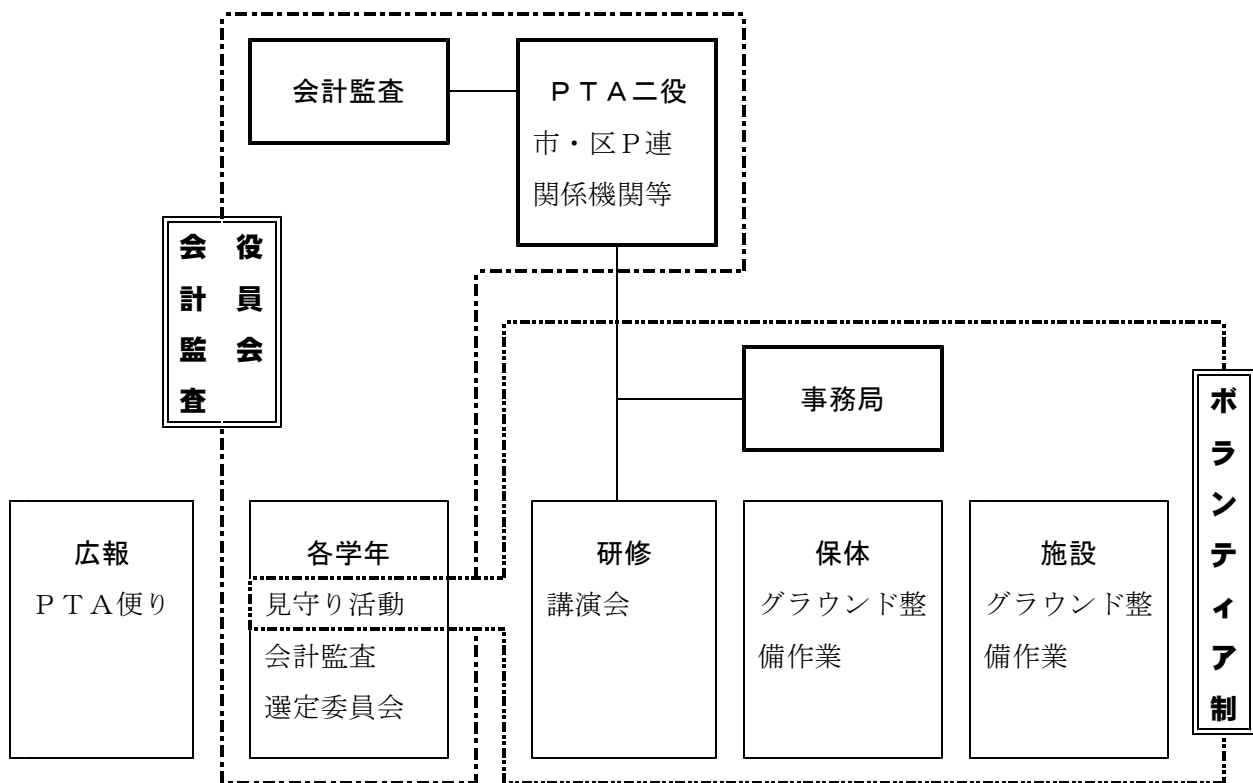
(3) 選手派遣費については、以下のとおりとする。

- ・ 中体連・吹連主催の大会・コンクールについては、県大会以上の遠隔地開催で新津第二中学校として出場するのみに限り、「新潟市激励金」と同額を助成する。
- ・ 市内または近郊で開催される中体連・吹連主催の大会・コンクールや吹奏楽部以外の文化部が校外での活動に参加する際に、部としてバス等を利用する場合は、1人あたりの交通費の100円未満の端数金額を助成する。

5 統合賠償責任保険の加入について

- 学校管理下中（教育活動、部活動、校外活動等）に生徒が、他の生徒または第三者に損害をあたえた場合の賠償に備え、統合賠償責任保険に加入する。保険料はPTA会費から拠出する（生徒1名につき350円）。本保険加入により、修学旅行や校外学習の実施単位で同様の保険をかける必要がなくなる。

PTA組織再編イメージ（ボランティア制）



↓
学校便り（HP）に統合

新潟市立新津第二中学校PTA会則(改正案)

昭和26年10月 1日制定
(省略)

令和 6年 4月26日改正

第1章 総則

第1条 この会は、新津第二中学校PTAと称し、同校に事務局をおく。

第2条 この会は、家庭、学校、地域が協力して新津第二中学校生徒の健全な成長を支援することを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- 1 家庭と学校の緊密な連絡と連携に関する事
- 2 生徒及び会員の福利厚生に関する事
- 3 教育環境の整備に関する事
- 4 会員相互の研修に関する事
- 5 その他この会の目的達成に関する事

第2章 組織

第4条 この会は、新津第二中学校に在学する生徒の保護者と教職員で組織する。

第5条 各機関の決定した方針に基づいて行う事業は、役員会が会員有志を召集し、これを掌る。

第3章 機関

第6条 この会に次の機関をおく。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 特別委員会

第7条 総会はこの会の最高議決機関で、毎年1回年度当初に開催する。召集はせずに書面にて審議承認する。ただし、会長が認めた時、及び会員の三分の一以上の要求があったときは臨時に開催することができる。

第8条 総会で次のことを行う。

- 1 会則の改廃
- 2 役員の報告
- 3 事業報告及び決算報告の承認
- 4 事業計画及び予算の審議決定
- 5 その他必要な事

第9条 役員会は、会長、副会長、幹事をもって構成する。会長が召集し、本会の目的遂行のため次の事項を行う。

- 1 本会の企画、運営に関する事
- 2 会則規定の改廃に関する事
- 3 予算、決算の審議
- 4 正副会長、会計監査委員の選出
- 5 会員及び特別委員会からの事業企画並びに提案事項の審議
- 6 その他、本会の運営に関する重要事項の審議議決、緊急事項の処理

第10条 特別委員会は、会長が役員会に諮り、委嘱する委員及び教職員をもって構成する。役員会の委任事項について審議実践する。また、その任務の終了によって解散される。

第4章 役員

第11条 この会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名 副会長 5名 会計監査委員 4名
- 2 幹事 若干名

第12条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表して会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
- 3 会計監査委員はPTAならびに諸校費、給食費等の会計を監査する。
- 4 幹事はこの会の庶務会計を行う。

第13条 役員を選出は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、会計監査委員は別掲内規によって選出する。
- 2 幹事は保護者、教職員の中から会長が委嘱する。

第14条 役員の仕事は一か年とする。ただし、次期改選まではその仕事を行う。

第5章 顧問

第15条 この会に顧問をおくことができる。顧問はこの会の運営一般に関して役員の仕事に応じ、意見を述べる。

第6章 会計

第16条 この会の経費には、会費及びに寄付金その他をあてる。

第17条 この会の会費については次のとおりとする。

- 1 会費は1世帯年額2,700円(月額225円)とする。
- 2 単年度会計とし、次年度当初に必要な経費分を繰り越し、最終月分の納入金で調整する。

第18条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

付 則

この会則は改正の日から施行される。

慶弔規定

この規定は、新津第二中学校のPTA会員並びに在学する生徒の弔慰に関する規定である。

- 一 会員が死亡したときは、金一万円を香典として贈り、代表が会葬するものとする。
- 二 生徒が死亡したときは、金一万円を香典として贈る。
- 三 会員において、火災その他の災害によって住居が半焼半壊以上及び床上浸水一メートル以上の場合は、金五千円の見舞金を贈る。
- 四 生徒が重傷病で一か月以上欠席した場合は、年度ごとに金三千円を見舞金として贈る。
- 五 この規定による経費は、PTA通常会計慶弔費より支出する。
- 六 その他必要な事項については、役員会で協議する。

付 この規定は平成二年四月一日より施行される。
この規定の改廃は役員会で行うことができる。

解説 第三項の半焼半壊以上及び浸水の認定は、関係
所轄官庁の意見を聴き、役員会で決定する。

令和6年度新津第二中学校PTA活動計画（案）

	役員会・事務局関係	研修関係	体育・施設関係	各学年・見守り活動関係
4	12日 役員会			
	19日～25日 PTA総会（Web開催・書面審議）			
5		15日 睡眠講話（OS）		10日 登校時見守り活動
6		※ 教育活動として開催される講演会等について、PTA会員にも随時案内する。		10日 登校時見守り活動
7				10日 登校時見守り活動
8				
9	14日 新風祭活動支援・補助			8日 グラウンド整備作業
10				10日 登校時見守り活動
11	役員会（役員選考委員会）			修学旅行業者選定委員会（1年） 22日 進路説明会（3年）
12				
1	役員会（役員選考委員会、卒業アルバム業者選定委員会）			
2				
3	会計監査			会計監査

【市P連・区P連・関係機関等関係】

- 4月22日（月） 区P連代表者会
- 5月18日（土） 区P連総会・懇親会
- 6月 1日（土） 市P連総会・研究大会
- 7月13日（土） 市P連役員研修会
- 2月15日（土） 市P連交流会

※ 新津東部学校給食センター、秋葉区青少年育成協議会等、関係機関の会合等への出席

令和6年度 新津第二中学校PTA会計 予算書 (案)

1 収入の部

新津第二中学校PTA

	今年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
繰越金	44,594	93,964	-49,370	前年度からの繰越金
会費	1,606,500	2,214,000	-607,500	2,700円×595人(家庭数+教職員数)×月/225円
雑収入	0	0	0	
利息	0	0	0	預金利息
合 計	1,651,094	2,307,964	-656,870	

2 支出の部

項	費 目	今年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
総務部費	① 会議費	19,800	10,000	9,800	秋葉区PTA連合会参加費補助2名分・市P連交流会参加費補助1名分
	② 分担費	90,000	180,000	-90,000	市P連会費(150円×生徒数)
	③ 事務費	0	50,000	-50,000	
	④ 慶弔費	20,000	20,000	0	PTA会員慶弔
	⑤ 研究費	0	5,000	-5,000	
	⑥ 特設委員活動費	5,000	5,000	0	特設委員活動費
	小 計	134,800	270,000	-135,200	
事業費	① 研修部費	10,000	50,000	-40,000	講演会謝礼等
	② 広報部費	0	55,000	-55,000	
	③ 施設部費	20,000	20,000	0	清掃資材、作業飲料代
	④ 保健体育部費	0	3,000	-3,000	
	⑤ 1学年部費	0	12,000	-12,000	
	⑥ 2学年部費	0	12,000	-12,000	
	⑦ 3学年部費	0	78,000	-78,000	
小 計	30,000	230,000	-200,000		
助成費	① 行事補助費	10,000	140,000	-130,000	新風祭等行事補助、校外学習ボランティア経費
	② 生徒等活動補助	350,000	460,000	-110,000	各種大会参加費補助、出品料、振込手数料
	③ 各種教育費	0	0	0	
	④ 活動保険費	210,000	0	210,000	ビジサポ(総合賠償責任保険)350円×生徒数
	⑤ 選手派遣費	721,500	1,000,000	-278,500	大会旅費補助※市激励金規定と同額補助
	⑥ 研究受講費	0	15,000	-15,000	
	⑦ 学校負担金	145,000	145,000	0	中体連加盟金、各種教育研究団体負担金
	⑧ 特設行事費	0	30,000	-30,000	
小 計	1,436,500	1,790,000	-353,500		
雑費	5,000	5,000	0		
予備費	44,794	12,964	31,830		
合 計	1,651,094	2,307,964	-656,870		

令和6年4月18日

P T A 会 員 様

新潟市立新津第二中学校
P T A 会 長 磯 部 裕 美

令和6年度新津第二中学校 P T A 総会書面審議の開催（Web開催）について

日頃より、当 P T A 活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和6年度新津第二中学校 P T A 総会を下記のとおり実施させていただきたくご案内申し上げます。会員の皆様にお集まりいただいての開催は行わず、書面（Web）による総会開催、決議とさせていただきます。

つきましては、学校ホームページに掲載する総会要項をご確認の上、別紙「新津第二中学校 P T A 総会書面表決書・委任状」のご提出をお願いいたします。

記

- 1 開催期間 : 令和6年4月19日（金）から4月25日（木）まで
- 2 議 案 : 学校ホームページ掲載「令和6年度新津第二中学校 P T A 総会要項」を参照
※ 学校ホームページアドレス <http://www.niitsu2tyu.city-niigata.ed.jp/>
※ P T A 役員名簿につきましては下にお示しいたします。
※ 要項を紙面で希望される方は事務局までご連絡ください。
- 3 決議方法 : 別紙「新津第二中学校 P T A 総会書面表決書・委任状」を学級担任を通じてご提出願います。
- 4 提出期間 : 令和6年4月19日（金）から4月25日（木）まで
※ 提出期間を過ぎても提出がない場合は、承認したものとして取り扱います。

担当 P T A 事務局 教頭 澤田栄三郎 新津第二中学校 0250-22-0741

令和6年度新津第二中学校PTA総会書面表決書・委任状

会員名： _____ (生徒名： _____ 年 _____ 組 _____)

書面表決書または委任状のいずれかの□に「レ」チェック (☑) を入れてください。

□書面表決書 (承認・否認のいずれかに○をつけてください。)

- (1) 令和5年度活動報告について (承認 ・ 否認)
- (2) 令和5年度会計報告について (承認 ・ 否認)
- (3) PTA会則改正について (承認 ・ 否認)
- (4) 令和6年度活動計画(案)について (承認 ・ 否認)
- (5) 令和6年度予算(案)について (承認 ・ 否認)

【意見・否認の理由等】

※ 記載がない場合や賛成・反対の両方に○のある場合は承認したものとして取り扱います。

□委任状

新津第二中学校PTA会長 様

令和6年度新津第二中学校PTA総会における採決を会長に委任します。

提出期間 4月19日(金)～4月25日(木)